

令和7年度銚子市職員再採用（復職制度）選考 募集案内

銚子市では、過去に銚子市職員として採用され、一定期間の勤務実績があった方を対象として、再度、市職員に採用する試験（復職制度）を実施します。

1 受験資格

銚子市職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）を退職された方で、次の要件を全て満たす方とします。

- (1) 銚子市職員としての勤務経験を1年以上有すること（ただし、育児休業、介護休暇及び休職の期間は勤務経験から除く。）。
- (2) 退職後、再採用される日までに、10年を経過していないこと。
- (3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 銚子市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けていないこと（心神耗弱を原因とするもの以外）。
- (5) 対象となる職が、資格・免許を必要とする場合は、該当する資格・免許を有していること。

2 募集職種

- (1) 一般行政職
- (2) 一般行政職（社会福祉）
- (3) 技術職（土木）
- (4) 技術職（建築）
- (5) 保健師職

※応募する場合は、退職時と同一の職種での申し込みとします。

3 受験手続

申込方法	次の申込書類を郵送または持参により提出してください。 ※郵送の場合は封筒の表に「採用選考申込」と朱書し、なるべく簡易書留でお願いします。
申込書類	(1) 銚子市職員再採用選考申込書（別記様式） ・写真（縦4cm、横3cm、上半身・脱帽・正面向き、6か月以内に撮影したもの）を貼付してください。 (2) 資格免許の写し ア 一般行政職（社会福祉）社会福祉士または精神保健福祉士の国家資格 イ 技術職（土木） 土木施工管理技士（一級または二級）の国家資格 ウ 技術職（建築） 建築士（一級または二級）の国家資格

提出先	【郵送または持参】 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 銚子市総務課人事室
申込期間	随時募集

4 試験の方法

書類選考、個別面接及び銚子市職員在職時の勤務成績により選考を行います。

5 試験の日時、場所、合格の発表

日 時	別途指定する日時（応募者と調整の上、随時実施します。）
場 所	銚子市役所（銚子市若宮町1番地の1）
合格発表	随時（試験時にお知らせします。）

6 合格から採用まで

- （1）再採用の時期は、原則、毎年10月1日または4月1日を予定しています。
※4月1日付けでの再採用を希望する方は、12月末までに申し込みをお願いします。
- （2）再採用時の職種は、退職時と同一の職種とします。
- （3）職務の級は、退職時と同等以下とし、選考結果を踏まえて決定します。
- （4）再採用時の給料月額は、職歴等に応じて決定します。

7 問い合わせ先

銚子市総務課人事室
電 話：0479-24-8928
メー ル：shokuin@city.choshi.lg.jp